

様式第1 (水道法施行規則18条関係)

指定給水装置工事事業者申請書

鹿屋市水道事業  
鹿屋市長 中西 茂 殿

代表社印を押し  
てください。  
個人事業者の方は、  
会社登録印及び  
実印を押しください。

令和 年 月 日

住民票・登記事項  
証明書等の記載の  
とおりに記入して  
ください。

申請者 氏名又は名称 株式会社 ○○水道設備  
住 所 〒893-0014 鹿屋市寿2丁目11番18号  
代表者氏名 鹿屋 水道 印

水道法第16条の2第1項の規程による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役から監査役までの 役員全員を記入してください。	
事業の範囲	定款又は登記事項証明書の「目的」欄を参考に記入してください。 ※「目的」欄に、給水装置に関する事業を行うものであることが、 明確に確認できる項目のあることが必要です。 例：「混交事業」「給排水設備工事業」「水道工事業」等
機械器具の名称・性能及び数	別表のとおり 器械機具調書に 記入してください。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏面)

給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	事業所の所在地
<div data-bbox="523 555 1107 853" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #ffffcc;">実際に事業を行おうとする 事業所の名称・所在地等を 記入してください。 (表面の「申請者」と同じでも 記入する。)</div>	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第 18 条関係）

## 機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管 の 切 断 用	金切りのこ	固定式鋸弦	1	
	パイプカッター	RB-80-CV (13~150 mm用)	1	
	パイプ万力		1	
	バリ取り工具		1	
管 の 加 工 用	パイプベンダー	1/2~1 1/4 インチ	2	
	やすり	中目	5	
	パイプねじ切り器	N-100A	1	
接 合 用	トーチランプ	ガスボンベ式	2	
	パイプレンチ	13~100 mm	2	
	スパナ			
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P (手動式)	1	
<div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>※上記はあくまで参考ですので、これ以外のものでも記入してください。                      ※「種別」の欄に記入する項目は、最低1項目です。</p> </div>				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別に記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、  
水道法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イからホまでの  
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

- ※次のいずれに該当しない者であること。
- ・水道法施行規則第二十条の二に規定する精神の機能の障害により給水装置工事事業者の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
  - ・給水装置工事に、布設又は不誠実な行為をする恐れがあると認めに足る相当の理由がある者
  - ・法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの

申 請 者

代表社印を押し  
てください。  
個人事業者の方は、  
会社登録印及び  
実印を押しください。

氏名又は名称 株式会社 ○○水道設備

住 所 〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿 2 丁目 11 番 18 号 印

代表者氏名 鹿屋 水道

鹿屋市水道事業  
鹿屋市長 中西 茂 殿

住民票・登記事項  
証明書等の記載の  
とおりに記入して  
ください。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

## 給水装置主任技術者選任・解任届出書

鹿屋市水道事業

鹿屋市長 中西 茂 殿

令和 年 月 日

代表社印を押し  
てください。  
個人事業者の方は、  
会社登録印及び  
実印を押しください。

届 出 者

水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
選任 の届出をします。  
解任

住民票・登記事項  
証明書等の記載の  
とおり記入して  
ください。

給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	株式会社 ○○水道設備 〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿2丁目11番18号 鹿屋 水道	
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術 者免状の交付番号	選任・解任の年月日
解任・選任する主任技術者 の氏名を記入してください。	主任技術者の免状 番号を記入してく ださい。	解任・選任 年月日の記入 してください。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

殿

年 月 日

届 出 者

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 ○○水道設備		
住 所	〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿2丁目11番18号		
フリガナ 代表者の氏名	鹿屋 水道		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

住民票・登記事項  
証明書等の記載の  
とおりに記入して  
ください。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

廃止  
指定給水装置工事事業者 休止 届出書  
再開

鹿屋市長  
〇〇 〇〇 殿

令和 年 月 日

届出書

廃止

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、水道装置工事の事業の 休止 の届出をします。

再開

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 〇〇水道設備
住所	〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿2丁目11番18号
フリガナ 代表者の氏名	鹿屋 水道
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

住民票・登記事項  
証明書等の記載の  
とおり記入して  
ください。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

氏名又は名称

印

郵便番号、住所

指定申請書と同じ印

代表者氏名

更新申請日とする。

電話番号

### 鹿屋市水道事業者が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表：可 不可）

令和 年 月 日 ・ 未受講

（未受講の場合、その理由）※非公表

不可の場合は、非公表を希望として掲載しない。（以下同じ）

### 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表：可 不可）

休業日： ※月～金 営業日： ※月～金 修繕対応時間： ※8時～18時  
※土日・祝日・年末年始

漏水等修繕対応の可否（公表：可 不可）

（該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。）

屋内給水装置の修繕

埋設部の修繕

その他（ ）

対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○をつけて下さい。（公表：可 不可）

配水管からの分岐 ～ 水道メーター（新設 改造 外線 臨時）

水道メーター ～ 宅内給水装置（新設 改造）

その他（公表：可 不可）

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿屋市水道事業にその旨を届け出るようお願いします。

### 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）



水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
鹿屋 一朗	自社内研修 ○○に関する業務研修	○年○月○日
鹿屋 二郎	日本水道協会 GX管の施工について	○年○月○日
<div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; display: inline-block;">                     受講した研修会名および実施団体名を記入してください。                 </div>		
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

- ・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・受講者名は、公表の対象ではありません。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

**過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況**

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐 ～ 水道メーター」の工事を施行しないため不要

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、 給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事 年度
			保有している資格等※	
鹿屋 一郎	○	○	講習会修了者	H30
鹿屋 二郎	○	○	検定会合格者	H30
鹿屋 太郎	○	×		
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可				

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能認定）

資格を有する書類（資格証等）の写しを添付してください。

「配水管からの分岐 ～ 水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

## 鹿屋市水道事業指定給水装置工事事業者更新確認表

受付番号		指定番号			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffffcc;">                 受付時、工務課 で記入 押印します。             </div>	
①申請日	令和 年 月 日 ( ) 時			受付印		
②申請者	住 所			受付者		
	フリガナ					
	氏名 又は名称		申 請 来 庁 者			
<b>③必要な申請資料の確認</b>						
<b>○更新関係書類等一式</b>				有	無	不要
①指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)						
②機械器具調書(写真添付)						
○金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具						
○やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具						
○トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具						
○水圧テストポンプ						
③誓約書(様式第2：欠格要件確認)						
④定款(直近：法人)						
⑤登記事項証明書(発行日から3か月以内：法人)						
⑥住民票(発行日から3か月以内：個人)						
⑦指定給水装置工事事業者証の返納(旧指定書)						
⑧給水装置主任技術者及び免状番号の確認(選任主任技術者全員分)						
⑨その他書類						
ア 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績						
イ 指定給水装置工事事業者の業務内容						
ウ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績						
エ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況						
オ 更新手数料納入の確認						
カ 次期更新日等の周知						
キ 更新受領書の発行						
ク 更新事業者証の発行						